

水道料金の基本料金の免除について（お知らせ）

平素は、上下水道事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、原油価格・物価高騰により影響を受ける市民生活や事業者を支援するため、公共用を除くすべてのお客様を対象に下記のとおり水道料金の基本料金を免除します。

なお、この免除に関してお客様に行っていただく手続き等はありません。

記

1 免除の内容

水道料金の基本料金を全額免除します。

2 免除期間

令和4年10月検針分（11月請求分）から令和5年3月検針分（4月請求分）まで

※免除期間終了後は、現行の水道料金の基本料金を適用させていただきます。

〈免除の対象となる使用期間と請求月〉

請求月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
偶数月 検針の 場合	9月・10月分 ●		○					
		11月・12月分 ●		○				
			1・2月分 ●			○		
奇数月 検針の 場合	10月・11月分 ●		○					
			12月・1月分 ●		○			
				2月・3月分 ●			○	

□：使用期間 ●：検針 ○：請求

3 水道料金の免除金額

家庭用の場合 基本料金 2,200円（2ヶ月分）×3回分 合計 6,600円

営業用の場合 基本料金 6,380円（2ヶ月分）×3回分 合計 19,140円

4 その他

- 基本料金免除期間中に行う検針において発行する『ご使用水量のお知らせ』につきましては、免除後の金額を表示します。
- 今回の免除措置について、上下水道局からお電話やご訪問をすることはありません。

問合せ先 岩出市上下水道局
上下水道業務課
0736-62-2141